算式
A × 0.75 ＋ B
算式の符号
A　第37条の４の２第２号算式の符号Aに同じ。
B　令和２年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和三年改正前の省令第三十七条の四の二の額

2　令和三年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

第十九条の三　削除

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［略］

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、第一号から第三号に掲げる額の合算額とする。

［一　略］

二　当該合併関係市町村に係るイ及びハに掲げる額の合算額（当該新団体が指定都市である合併関係市町村にあつては、当該額に当該合併関係市町村に係るロに掲げる額を加算した額）

イ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する自動車税減収補塡特例交付金（以下この号において「自動車税減収補塡特例交付金」という。）のうち、地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）第四条の二第三項第一号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長によつて按分した額及び同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

ロ　当該年度の当該新市町村の自動車税減収補塡特例交付金のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第二号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長によつて按分した額並びに同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

［八　略］

［三　略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和三年度に限り、第三十九条第二号中「一・〇一五」とあるのは、「川崎市にあつては一・〇一八、その他の指定都市にあつては一・〇一五」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　［同上］

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、第一号から第三号に掲げる額の合算額とする。

［一　同上］

二　当該合併関係市町村に係るイ及びハに掲げる額の合算額（当該新団体が指定都市である合併関係市町村にあつては、当該額に当該合併関係市町村に係るロに掲げる額を加算した額）

イ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する自動車税減収補塡特例交付金（以下この号において「自動車税減収補塡特例交付金」という。）のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第一号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長によつて按分した額及び同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

ロ　当該年度の当該新市町村の自動車税減収補塡特例交付金のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第二号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長によつて按分した額並びに同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

［八　同上］

［三　同上］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和二年度に限り、第三十九条第二号中「一・〇三七」とあるのは、「川崎市にあつては一・〇四一、その他の指定都市にあつては一・〇三七」とする。